



**子ども・子育て支援新制度における公定価格仮単価が示される  
～「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前後の2種類の単価～**

◆5月26日、子ども・子育て会議と同基準検討部会の合同会議で、新制度におけるサービス種別ごとの公定価格の仮単価が示されました。税制抜本改革法の定め通りの消費税率引き上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であり、「0.7兆円の範囲で実施する事項」をもとに今般の仮単価が作成されています。他方、平成27・28年度は消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は各年度の予算編成を経て確定することから、平成27・28年度の単価は各年度の予算編成時に確定されますが、この場合の公定価格は「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般示された仮単価間の水準となることが想定されています。

また、同会議の委員や幼稚園、保育園の団体等からかねて必要性が訴えられてきた公定価格のシミュレーションのための試算ソフト（エクセル）が10日に文科省・厚労省の幼保連携推進室HPにて公開されました。公開されたのは幼稚園・保育所・認定こども園の3事業で、新制度における形態等を検討する際の収入シミュレーションするためのものです。なお、小規模保育や家庭的保育といった他の事業については、随時掲載されるとのことです。

このほか、内閣府HP等にて公定価格に関するFAQ及び事業者向けFAQが示されるなど、情報更新が頻繁に行われており、今後もその動向が注目されます。（参考：幼保連携推進室HP/内閣府HP）

**「社会福祉法人の認可について」が改正  
～現況報告書様式と情報公開について～**

◆5月29日、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月以下「平成12年通知」いう。）が一部改正され、通知されました。公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、公的規制を受ける一方で公的助成を受ける社会福祉法人の性格に鑑み、「国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することは法人の責務」「福祉サービスの利用希望者にとって、法人の経営情報はサービスを選択する上で重要な判断要素となる」との考えのもと、平成12年通知の改正により法人の経営情報の公表と所轄庁への提出手続きの取扱いを定めたものです。

《主な改正内容》

	現況報告書	貸借対照表及び 収支計算書
改正前	様式例であり書面提出	書面提出
26年度提出分	エクセル形式で提出 ※統一的な報告様式	エクセル形式で提出 (PDF、書面提出も可)
27年度以降提出分		エクセル形式で提出

現況報告書については、従前は様式例であったものが統一的な報告様式として位置づけられました。また各提出書類をエクセル形式で所轄庁へ提出することとされ、様式のエクセルファイルも配付されていますが、26年度提出分（25年度決算分）の貸借対照表と収支計算書については、PDFや書面での提出も可能とする経過措置が取られています。

公表については、インターネットを活用して現況報告書と添付書類である貸借対照表及び収支計算書を公表しなければならないこととし、公表に際してはデータの改ざん防止や個人情報保護に配慮するよう求めています。

なお、提出書類は新会計基準という第1号・第2号・第3号の1～4様式すべてを求めています。公開するものはそれぞれ1様式と2様式のみを求めています。また新会計基準を適用していない場合には、これらに準ずる書類で可とします。

社会福祉法人の情報公開については、この通知改正をもって大きく進むことになりそうです。（参考：厚労省HP）

**保育士等処遇改善臨時特例事業  
～26年度の要綱が示される～**

◆厚労省は5月29日、平成26年度の保育緊急確保事業の実施要綱が発出されました。平成25年度に安心子ども基金を活用した事業として実施された「保育士等処遇改善臨時特例事業」は今年も実施されますが、昨年度10/10国庫負担であったものが今年国庫3/4、都道府県1/8、市町村も1/8の負担率とされ、昨年度とは異なる制度で実施されることになりました。また、昨年度批判の多かった「施設間流用不可」の取扱いについては、本年度は「可能」と改められ、使い勝手の悪さはある程度解消されたようです。施設間流用の範囲については、担当課から口頭で「市町村・都道府県が異なっても流用しても差し支えない」との回答を得ています。しかし自治体によっては処遇改善の上乗せを行っているところもあり、各自自治体がこれから定める実施要綱に基づいて事業が実施されることから、各自自治体の取扱いに注意が必要です。（参考：厚労省HP）

**社会福祉法人の不正報道が話題に  
～理事長による社福の私物化と～**

◆朝日新聞では、社福の不正などをテーマとした記事を連載しており、各所で話題になっています。この中では、制度上はあり得ない理事長による社福法人の売買や、社会福祉事業の用に供するために寄付された土地の転売、実際に開いていない理事会の議事録捏造などの不正が特集されています。同社調べでは「私的流用」「不正請求」「理事会の形骸化」等、社福が行政処分を受けた事例が、直近5年間で全国に56件あったということです。

社福の社会貢献義務化やガバナンスの強化が求められてきている中、社福の健全経営を支援することで、利用者が安心して利用できる環境整備に寄与することが、当会にとっての社会的使命と言えます。（参考：朝日新聞デジタル）